

給水装置

〔東浦町水道指定給水装置工事事業者規程〕

提出書類（新規指定 / 指定更新）

- 1 給水・排水で様式は異なります。それぞれ所定の様式を使用して下さい。
- 2 給水・排水で、定款の写し、登記事項証明書、「住民票の写し」の原本、事業所の外観写真の添付は共通です。同時に申請するときは、原本は1部（給水へ）、写し1部（排水へ）で可。

指定給水装置工事事業者指定申請書

別表 機械器具調書
（申請書別表）

誓約書
（押印は不要ですが、「代表者の氏名」の部分はご本人の署名（自署）をお願いします。）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
（更新時は不要）

主任技術者証又は免状の写し
（いずれかの写しでよい）

定款の写し（法人のみ）

登記事項証明書（法人のみ）
（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）

「住民票の写し」（個人事業主のみ）
（個人番号の記載のないもの）

事業所の外観写真
（写真デジカメで撮影して印刷したもので可 看板等、事業の実態が確認できるもの）

新規指定の手数料は、給水、排水ともに1万円です。

指定更新の手数料は、給水は1万円。排水はいただきません。

手数料は上下水道課窓口でお支払いいただけます。

排水設備

〔東浦町排水設備指定工事店規程〕

提出書類（新規指定 / 指定継続）

- 1 給水・排水で様式は異なります。それぞれ所定の様式を使用して下さい。
- 2 給水・排水で、定款の写し、登記事項証明書、「住民票の写し」の原本、事業所の外観写真の添付は共通です。同時に申請するときは、原本は1部（給水へ）、写し1部（排水へ）で可。

排水設備指定工事店指定申請書

機械器具調書

誓約書
（押印は不要ですが、「代表者の氏名」の部分はご本人の署名（自署）をお願いします。）

責任技術者名簿

責任技術者証の写し

事業所の付近見取図

定款の写し（法人のみ）

登記事項証明書（法人のみ）
（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）

「住民票の写し」（個人事業主のみ）
（個人番号の記載のないもの）

事業所の外観写真
（写真デジカメで撮影して印刷したもので可 看板等、事業の実態が確認できるもの）

新規指定の手数料は、給水、排水ともに1万円です。

指定更新の手数料は、給水は1万円。排水はいただきません。

手数料は上下水道課窓口でお支払いいただけます。